第二節　　出 願 日 の 認 定

Ⅰ　商標登録出願（防護標章登録出願）に係る出願日の認定

１．出願日の認定（商５の２(１)(商６８で準用する場合を含む)）

下記の(1)から(5)に該当する場合を除き、商標（防護標章）登録出願に係る願書を提出した日を商標（防護標章）登録出願の日として認定します。

（１）　商標（防護標章）登録を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。

（２）　商標（防護標章）登録出願人の氏名(名称)の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。

（３）願書に商標（防護標章）登録を受けようとする商標（標章）の記載がないとき。

（４）指定商品又は指定役務の記載がないとき。

（５）防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がないとき。

２．補完命令（商５の２(２)）

上記(1)から(5)までの一に該当するときは、相当の期間を指定して補完をすべきことを命じます。

３．補完命令に対する応答期間

国内在住者　　１月（遠隔地等１５日の職権による期間延長）

国外在住者　　２月

補完命令に対する応答期間については、国内在住者・国外在住者共に下記による指定期間の延長が認められます。

（１）応答期間内に行う期間延長請求１月（手数料は２，１００円）

（２）応答期間経過後２月以内に行う期間延長請求２月（手数料は４，２００円）

４．手続補完書による補完（商５の２(３)）

商標（防護標章）登録出願について補完をするときは、商標法施行規則様式第１０の手続補完書を提出しなければなりません。

５．出願日の繰下げ（商５の２(４)）

補完命令に対し指定期間内に補完をしたときは、手続補完書を提出した日を出願日として認定し、その旨を出願人に通知します。

６．出願の却下（商５の２(５)）

補完命令に対し、指定された期間内にその補完をしないときは、当該商標（防護標章）登録出願を却下します。

Ⅱ　手続補完書の作成例

商施規様式第１０（第５条関係）

【書類名】　　手続補完書
（【提出日】　　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　　特許庁長官　　殿
【事件の表示】
　【出願番号】
【商標登録出願人】
　（【識別番号】）
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　（【代表者】）
【代理人】
　（【識別番号】）
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
【発送番号】
【手続補完１】
　　【補完の内容】

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

１　「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願○○○○―○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の商標登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

２　「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

３　防護標章登録願について手続の補完をするときは、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とする。

４　「【商標登録出願人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【商標登録出願人】
　（【識別番号】）
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
【商標登録出願人】

（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

5　「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

6　「【手続補完１】」の欄の「【補完の内容】」には、次の要領により補完事項を記載する。

イ　商標登録を受けようとする旨の表示を補完するときは、「【補完の内容】」に「商標登録を受けようとする商標」のように記載する。

ロ　商標登録出願人の氏名若しくは名称の記載を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【商標登録出願人】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け、「【氏名又は名称】」の欄に補完する商標登録出願人の氏名若しくは名称を記載する。

ハ　商標登録を受けようとする商標を補完するときは、「【補完の内容】」の次に【商標登録を受けようとする商標】の欄及び商標記載欄を設け、商標登録を受けようとする商標を記載する。

ニ　指定商品又は指定役務を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】」、「【第○類】」及び「【指定商品（指定役務）】」の欄を設け、区分及び指定商品又は指定役務を記載する。

7　２以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補完１】
【補完の内容】
【手続補完２】
【補完の内容】

8　その他は、様式第２の備考１から４まで、20から22まで、26、29から31まで及び40から43までと同様とする。